

生活保護法の一部を改正する法律をここに公布する。

御名 御璽

平成二十五年十一月十三日

内閣総理大臣 安倍晋三

法律第四百四号

生活保護法の一部を改正する法律

第一条 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)の一部を次のように改正する。

目次中「第五十五条の二」を「第五十五条の三」に、「第八章 被保護者の権利及び義務(第五十一条第一項)」を「第五十五条の四・第五十五条の五」に、「第九章 就労自立給付金(第五十五条の四・第五十五条の五)」に、「第九章 被保護者の権利及び義務(第五十六条第一項)」を「第十章」に、「第十章」を「第十一章」に、「第十一章」を「第十二章」に改める。

第十五条の二(第八項中「第三十四条の二第一項及び第五十四条の二第一項において「地域包括支援センター」という。)を削る。

第十九条第三項中「施設介護」の下に「第十五条の二第四項に規定する施設介護をいう。(以下同じ。)」を加え、同項第七項中「左に」を「次に」に改め、同項第一号中「すみやかに」を「速やかに」に改め、同項第二号中「第十四条第六項」を「第十四条第十項」に改める。

第二十四条第六項中「資産状況」を「資産及び収入の状況」に改め、同項を同条第十項とし、同条第五項中「前四項」を「第一項から第七項まで」に「から」を「から」に、「があつた場合に」を「について」に改め、同項を同条第九項とし、同条第四項中「第一項」を「第三項」に改め、同項を同条第七項とし、同項の次に次の一項を加える。

8 保護の実施機関は、知れたる扶養義務者が民法の規定による扶養義務を履行していないと認められる場合において、保護の開始の決定をしようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、当該扶養義務者に対して書面をもつて厚生労働省令で定める事項を通知しなければならない。ただし、あらかじめ通知することが適當でない場合として厚生労働省令で定める場合は、この限りでない。

第二十四条第三項中「第一項」を「第三項」に改め、同項ただし書中「但し」を「ただし」に「資産状況」を「資産及び収入の状況」に「要する等」を「要する場合その他」に改め。「この場合に」は、同項の書面にその理由を明示しなければならない」を削り、同項を同条第五項とし、同項の次に次の一項を加える。

6 保護の実施機関は、前項ただし書の規定により同項本文に規定する期間内に第三項の通知をしなかつたときは、同項の書面にその理由を明示しなければならない。

第二十四条第二項中「附さなければ」を「付さなければ」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項を同条第三項とし、同条に第一項及び第二項として次の二項を加える。

保護の開始を申請する者は、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を保護の実施機関に提出しなければならない。ただし、当該申請書を作成することができない特別の事情があるときは、この限りでない。

- 一 要保護者の氏名及び住所又は居所
- 二 申請者が要保護者と異なるときは、申請者の氏名及び住所又は居所並びに要保護者との関係
- 三 保護を受けようとする理由
- 四 要保護者の資産及び収入の状況(生業若しくは就労又は求職活動の状況、扶養義務者の扶養の状況及び他の法律に定める扶助の状況を含む。以下同じ。)
- 五 その他要保護者の保護の要否、種類、程度及び方法を決定するために必要な事項として厚生労働省令で定める事項

2 前項の申請書には、要保護者の保護の要否、種類、程度及び方法を決定するために必要な書類として厚生労働省令で定める書類を添付しなければならない。ただし、当該書類を添付することができない特別の事情があるときは、この限りでない。

第二十五条第一項中「すみやかに」を「速やかに」に、「前条第二項」を「前条第四項」に改める。

第二十六条中「すみやかに」を「速やかに」に、「第十八条第四項」を「第十八条第五項」に改める。

第二十八条の見出し中「調査」を「報告、調査」に改め、同条第一項中「又は実施」を「若しくは実施又は第七十七条若しくは第七十八条(第三項を除く。次項及び次条第一項において同じ。)の規定の施行」に「必要がある」を「必要があると認める」に、「資産状況」を「資産及び収入の状況」に、「要保護者について」を「厚生労働省令で定めるところにより、当該要保護者に対して、報告を若しくは」に、「その」を「当該要保護者の」に改め、同条第四項中「による」の下に「報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは」を加え、同項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に「且つ」を「かつ」に「呈示しなければ」を「提示しなければ」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 保護の実施機関は、保護の決定若しくは実施又は第七十七条若しくは第七十八条の規定の施行のため必要があると認めるときは、保護の開始又は変更の申請書及びその添付書類の内容を調査するため、厚生労働省令で定めるところにより、要保護者の扶養義務者若しくはその他の同居の親族又は保護の開始若しくは変更の申請の当時要保護者若しくはこれらの方であつた者に対し、報告を求めることができる。

第二十九条の見出しを「(資料の提供等)」に改め、同条中「又は実施」を「若しくは実施又は第七十七条若しくは第七十八条の規定の施行」に「必要がある」を「必要があると認める」に、「要保護者又はその扶養義務者の資産及び収入の状況」を「次の各号に掲げる者の当該各号に定める事項」に、「調査を嘱託し」を「日本年金機構若しくは国民年金法(昭和三十四年法律第百四十一号)第三条第二項に規定する共済組合等(次項において「共済組合等」という。)に対する事項」に改め、同条に次の各号を加える。

一 要保護者又は被保護者であつた者 氏名及び住所又は居所、資産及び収入の状況、健康状態、他の保護の実施機関における保護の決定及び実施の状況その他の政令で定める事項(被保護者であつた者にあっては、氏名及び住所又は居所、健康状態並びに他の保護の実施機関における保護の決定及び実施の状況を除き、保護を受けていた期間における事項に限る。)

二 前号に掲げる者の扶養義務者 氏名及び住所又は居所、資産及び収入の状況その他の政令で定める事項(被保護者であつた者の扶養義務者にあっては、氏名及び住所又は居所を除き、当該被保護者であつた者が保護を受けていた期間における事項に限る。)

第二十九条に次の一項を加える。

2 別表第一の上欄に掲げる官公署の長、日本年金機構又は共済組合等は、それぞれ同表の下欄に掲げる情報につき、保護の実施機関又は福祉事務所長から前項の規定による求めがあつたときは、速やかに、当該情報を記載し、若しくは記録した書類を閲覧させ、又は資料の提供を行うものとする。

第三十二条第四項中「同条第一項」を「同条第一項本文」に、「地域密着型介護老人福祉施設及び介護老人福祉施設」を「もの」に改める。

3 前項に規定する医療の給付のうち、医療を担当する医師又は歯科医師が医学的知見に基づき同条第二項の次に次の一項を加える。

発医薬品（業事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第十四条又は第十九条の二の規定による制
造販売の承認を受けた医薬品のうち、同法第十四条の四第一項各号に掲げる医薬品と有効成分、
分量、用法、用量、効能及び効果が同一性を有すると認められたものであつて厚生労働省令で定

被保護者に対し、可能な限り後発医薬品の使用を促すことによりその給付を行うよう努めるものとする。

第三十四条の二第一項中「居宅介護の「(第十五条の二第一項に規定する居宅介護の「以下同じ。」)を「介護予防」の下に「(同条第五項に規定する介護予防をいう。以下同じ。)」を、「居宅介護支援計画」の下に「(同条第三項に規定する居宅介護支援計画をいう。第五十四条の二第一項

「及び別表第二において同じ。」を加え、「において」を「及び別表第二において」に、「地域包括支援センター」を「その事業として介護予防支援計画（第十五条の二第六項に規定する介護予防支援計画）を作成する者」に「同条第二項」を

同条第三項中「前条第四項及び第五項」を「前条第五項及び第六項」に改め、同項後段を削る。
第三十五条第二項中「前項但書」を「前項ただし書」に、「第五十五条の規定により準用される第十九条」を「第五十五条第一項」に改り、同条第三項中「第三十二条の第四項及び第五項」を「第三十二条の第四項及び第五項」に改める。

第三十四条第五項及び第六項に改める。
第三十七条の二中「第三十四条第五項」を「第三十四条第六項」に改める。

同条第一項中「第二十九条第一項及び第三項」を「第二十九条第三項及び第四項」に改める。

第四十九条の次に次の二条を加える。

2 厚生労働大臣は、前項の申請があつた場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、
前条の旨ををしてはならない。

二 当該申請に係る病院若しくは診療所又は薬局が、健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十三条第三項第一号に規定する保険医療機関又は保険薬局でないとき。
一 申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなる

三 申請者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものに規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることとなるまでの間のあとの者であるとき

四 申請者が、第五十一条第一項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して
者であるとき。

五年を経過しない者（当該取消しの处分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日前六十日以内に当該指定を取り消された病院若しくは診療所又は薬局の管理者であつた者で、当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含む。）であるとき。ただし、当該指定の

五 申請者が、第五十一条第二項の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第五十一条第一項の規定による指定の辞退の申出をした者(当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く)で、当該申出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

六 申請者が、第五十四条第一項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日(当該検査の結果に基づき第五十一条第一項の規定による指定の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として厚生労働省令で定めるところにより厚生労働大臣が当該申請者に当該検査が行われた日から十日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう)までの間に第五十一条第一項の規定による指定の辞退の申出をした者(当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く)で、当該申出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

七 第五十号に規定する期間内に第五十一条第一項の規定による指定の辞退の申出があつた場合において、申請者(当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く)が、同号の通知の日前六十日以内に当該申出に係る病院若しくは診療所又は薬局の管理者があつた者で、当該申出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

八 申請者が、指定の申請前五年以内に被保護者の医療に關し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

九 当該申請に係る病院若しくは診療所又は薬局の管理者が第一号から前号までのいずれかに該当する者であるとき。

厚生労働大臣は、第一項の申請があつた場合において、当該申請に係る病院若しくは診療所又は薬局が次の各号のいずれかに該当するときは、前条の指定をしないことができる。

一 被保護者の医療について、その内容の適切さを欠くおそれがあるとして重ねて第五十条第一項の規定による指導を受けたものであるとき。

二 前号のほか、医療扶助のための医療を担当させる機関として著しく不適当と認められるものであるとき。

三 前項の規定は、都道府県知事による前条の指定について準用する。この場合において、第一項中「診療所」とあるのは「診療所(前条の政令で定めるものを含む。次項及び第三項において同じ。)」と、第二項第一号中「又は保険薬局」とあるのは「若しくは保険薬局又は厚生労働省令で定める事業者若しくは施設」と読み替えるものとする。

(指定の更新)

四 第四十九条の三 第四十九条の指定は、六年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失つ。

2 前項の更新の申請があつた場合において、同項の期間(以下この条において「指定の有効期間」という。)の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。

3 前項の場合において、指定の更新がされたときは、その指定の有効期間は、従前の指定の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

4 前条及び健康保険法第六十八条第一項の規定は、第一項の指定の更新について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第五十条第一項中「前条」を「第四十九条」に改め、同条第一項中「ついて」の下に「厚生労働大臣又は」を加える。

第五十一条第二項中「第五十条の規定に違反した」を「次の各号のいずれかに該当する」に、「取り消す」を「取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止する」に改め、同項に次の各号を加える。

一 指定医療機関が、第四十九条の二第一項第一号から第三号まで又は第九号のいずれかに該当するに至つたとき。

二 指定医療機関が、第四十九条の二第三項各号のいずれかに該当するに至つたとき。

三 指定医療機関が、第五十条又は次の規定に違反したとき。

四 指定医療機関の診療報酬の請求に関し不正があつたとき。

五 指定医療機関が、第五十四条第一項の規定により報告若しくは診療録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。

六 指定医療機関の開設者又は従業者が、第五十四条第一項の規定により出頭を求められてこれに応ぜず、同項の規定による質問に対し答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは逃避したとき。ただし、当該指定医療機関の従業者がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該指定医療機関の開設者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。

七 指定医療機関が、不正の手段により第四十九条の指定を受けたとき。

八 前各号に掲げる場合のほか、指定医療機関が、被保護者の医療に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。

九 前各号に掲げる場合のほか、指定医療機関が、被保護者の医療に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。

十 指定医療機関の管理者が指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前五年以内に被保護者の医療に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

第五十四条の見出しを「(報告等)」に改め、同条第一項中「厚生労働大臣又は都道府県知事」を「都道府県知事(厚生労働大臣の指定に係る指定医療機関については厚生労働大臣又は都道府県知事)」に「診療内容及び診療報酬請求の適否を調査するため必要がある」を「医療扶助に関して必要がある」と認める「に」「の管理者」を「若しくは指定医療機関の開設者若しくは管理者、医師、薬剤師その他の従業者であつた者(以下この項において「開設者であつた者等」という)」に改め「報告」の下に「若しくは診療録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示」を「命じ」の下に「指定医療機関の開設者若しくは管理者、医師、薬剤師その他の従業者(開設者であつた者等を含む)に對し出頭を求め」を加え「当該医療機関」を「関係者に對して質問させ、若しくは当該指定医療機関に「その他の帳簿書類」を「帳簿書類その他の物件」に改め、同条第一項中「第二十八条第一項及び第三項」を「第二十八条第三項及び第四項」に改める。

第五十四条の二第一項中「その主務大臣の同意を得て」を削り、「地域包括支援センター」を「その事業として介護予防支援計画を作成する者」に改め、「開設者、本人又は設置者の同意を得て」を削り、同条第二項及び第三項を次のように改める。

2 介護機関について、別表第一の上欄に掲げる介護機関の種類に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる指定又は許可があつたときは、その介護機関は、その指定又は許可の時に前項の指定を受けたものとみなす。ただし、当該介護機関(地域密着型介護老人福祉施設及び介護老人福祉施設を除く)が、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、別段の申出をしたときは、この限りではない。

3 前項の規定により第一項の指定を受けたものとみなされた別表第二の上欄に掲げる介護機関に係る同項の指定は、当該介護機関が同表の下欄に掲げる場合に該当するときは、その効力を失う。第五十四条の二第四項中「第五十条から前条までの規定は、第一項」を「第四十九条の二(第一項第一号を除く)」の規定は、第一項の指定について、第五十条から前条までの規定は、同項に、「第一項」を「第二項本文」に、「地域密着型介護老人福祉施設及び介護老人福祉施設」を「ものを」

に改め、「この場合において」の下に「第五十条及び第五十条の二中「指定医療機関」とあるのは「指定介護機関」とを加え、「第五十三条第三項」を「同条第二項、第五十二条第一項及び第五十三条第一項から第三項までの規定中「指定医療機関」とあるのは「指定介護機関」と、同項に改め「同条第四項中」の下に「指定医療機関」とあるのは「指定介護機関」と、「国民健康保険団体連合会」との下に「前条第一項中「指定医療機関」とあるのは「指定介護機関」とを加え、「ほか、これらの規定に關し」を「ものとするほか」に改める。

(助産機関及び施術機関の指定等)

第五十五条 都道府県知事は、助産師又はあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師若しくは柔道整復師について、この法律による出産扶助のための助産又はこの法律による医療扶助のための施術を担当させる機関を指定する。

2 第四十九条の二第一項、第一項(第一号、第四号ただし書、第七号及び第九号を除く)及び第三項の規定は、前項の指定について、第五十条、第五十条の二、第五十一条(第二項第四号、第六号ただし書及び第十号を除く)及び第五十四条の規定は、前項の規定により指定を受けた助産師並びにあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師及び柔道整復師について準用する。この場合において、第四十九条の二第一項及び第二項中「厚生労働大臣」とあるのは「都道府県知事」と、第五十条第一項中「医療機関(以下「指定医療機関」とする)」と、同項第四号中「者(当該取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた場合において、当該取消しを取り消された病院若しくは診療所又は薬局の管理者があつた者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含む。)」とあるのは「者」と、同条第三項中「厚生労働大臣」とあるのは「都道府県知事」と、第五十条第一項中「医療機関(以下「指定医療機関」とあるのは「助産師又はあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師若しくは柔道整復師(以下それぞれ「指定助産師又は指定助産師」又は「指定施術機関」と、同条第二項中「指定医療機関」とあるのは「指定助産機関又は指定施術機関」と「厚生労働大臣又は都道府県知事」である)と、第五十条の二中「指定医療機関」とあるのは「指定助産機関又は指定施術機関」と「厚生労働大臣又は都道府県知事」とあるのは「指定助産機関」と、第五十一条第一項中「指定医療機関」とあるのは「指定助産機関又は指定施術機関」と、同条第二項中「指定医療機関が、次の」とあるのは「指定助産機関又は指定施術機関が、次の」と、「厚生労働大臣の指定した医療機関については厚生労働大臣が、都道府県知事が」とあるのは「都道府県知事」と、同項第一号から第二号まで及び第五号中「指定医療機関」とあるのは「指定助産機関又は指定施術機関」と、同項第六号中「指定医療機関の開設者又は従業者」とあるのは「指定助産機関又は指定施術機関」と、同項第七号から第九号までの規定中「指定医療機関」とあるのは「指定助産機関又は指定施術機関」と、第五十四条第一項中「都道府県知事(厚生労働大臣の指定に係る指定医療機関については厚生労働大臣又は都道府県知事)」とあるのは「都道府県知事」と、同項第一号から第二号まで及び第五号中「指定医療機関」とあるのは「指定助産機関又は指定施術機関」と、同項第六号中「指定医療機関の開設者若しくは従業者」とあるのは「指定助産機関又は指定施術機関」と、第五十四条第一項中「都道府県知事」とあるのは「都道府県知事」と、「指定医療機関若しくは指定施術機関」とあるのは「指定介護機関」とあるのは「当該指定助産機関若しくは指定施術機関」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第五十五条の次に次の二条を加える。

(医療保護施設への準用)

第五十五条の二 第五十二条及び第五十三条の規定は、医療保護施設について準用する。

第八十三条の次に次の二条を加える。

(厚生労働大臣への通知)

第八十三条の二 都道府県知事は、指定医療機関について第五十一条第一項の規定によりその指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止した場合において、健

康保険法第八十条各号のいずれかに該当すると疑うに足りる事実があるときは、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に対し、その事実を通知しなければならない。

第八十四条の三中「老人福祉法」の下に「(昭和三十八年法律第三百三十三号)」を加える。

第八十四条の五を第八十四条の六とする。

第八十四条の四中「別表」を「別表第三」に改め、同条を第八十四条の五とする。

第八十四条の三の次に次の二条を加える。

(緊急時における厚生労働大臣の事務執行)

第八十四条の四 第五十四条第一項(第五十四条の二第四項及び第五十五条第二項において準用する場合を含む。)の規定により都道府県知事の権限に属するものとされている事務は、被保護者の利益を保護する緊急の必要があると厚生労働大臣が認める場合にあつては、厚生労働大臣又は都道府県知事が行うものとする。この場合においては、この法律の規定中都道府県知事に関する規定(当該事務に係るものに限る。)は、厚生労働大臣に適用があるものとする。

2 前項の場合において、厚生労働大臣又は都道府県知事が当該事務を行つときは、相互に密接な連携の下に行うものとする。

第八十五条中「三十万円」を「百万円」に改め、同条に次の二条を加える。

2 偽りその他不正な手段により就労自立給付金の支給を受け、又は他人をして受けさせた者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。ただし、刑法に正条があるときは、刑法による。

第八十六条第一項中「第五十四条の二第四項」の下に「及び第五十五条第二項」を「同じ。」の下に「第五十五条の五」を「報告をし」の下に「第五十四条第一項の規定による物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし」若しくは同項の規定による当該職員の質問に對して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし」を加える。

第十一章を第十二章とする。

第七十条中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号の次に次の二条を加える。

2 偽りその他不正な手段により就労自立給付金の支給を受け、又は他人をして受けさせた者が、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。ただし、刑法に正条があるときは、刑法による。

第八十七条中「左に」を「次に」に改め、第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号の次に次の二号を加える。

5 その長が第五十五条の四第一項の規定により行う就労自立給付金の支給(同条第三項の規定により委託を受けて行うものを含む。)に要する費用

第七十七条中「政令の」を「政令で」に改め、同条第二号中「母子生活支援施設」の下に「(第四号において「母子生活支援施設」という。)」を「除く」の下に「同号において同じ。」を加え、同条に次の二号を加える。

2 支弁した就労自立給付金費の四分の一

第七十八条の二 市町村及び都道府県が支弁した保護費、保護施設事務費及び委託事務費の四分の三

2 市町村及び都道府県が支弁した就労自立給付金費の四分の三

第七十七条の次に次の二条を加える。

(損害賠償請求権)

第七十七条の前見出し中「費用」を「費用の額」に、「徴収することができる」を「徴収するほか、その徴収する額に百分の四十を乗じて得た額以下の金額を徴収することができる」に改め、同条に次の二条を加える。

2 偽りその他不正の行為により就労自立給付金の支給を受け、又は他人をして受けさせた者が、受けた指定医療機関、指定介護機関又は指定助産機関若しくは指定施設機関があるときは、当該費用を支弁した都道府県又は市町村の長は、その支弁した額のうち返還させるべき額をその指定医療機関、指定介護機関又は指定助産機関若しくは指定施設機関から徴収するほか、その返還させるべき額に百分の四十を乗じて得た額以下の金額を徴収することができる。

3 偽りその他不正な手段により就労自立給付金の支給を受け、又は他人をして受けさせた者が、受けた指定医療機関、指定介護機関又は指定助産機関若しくは指定施設機関があるときは、当該費用を支弁した都道府県又は市町村の長は、その支弁した額の全部又は一部を、その者から徴収するほか、その徴収する額に百分の四十を乗じて得た額以下の金額を徴収することができる。

4 前二項の規定による徴収金は、この法律に別段の定めがある場合を除き、国税徴収の例により徴収することができる。

第七十八条の次に次の二条を加える。

2 保険の実施機関は、被保護者が、保護金品(金銭給付)によつて行うものに限り、前条第一項の交付を受ける前に、厚生労働省令で定めるところにより、当該保護金品の一部を充てることとされる旨を申し出た場合において、保護の実施機関が当該被保護者の生活の維持に支障がないと認めめたときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該被保護者に対する保護金品を交付する際に当該申出に係る徴収金を徴収することができる。

2 支給機関は、被保護者が、就労自立給付金の支給を受ける前に、厚生労働省令で定めるところにより、当該就労自立給付金の額の全部又は一部を、前条第一項の規定により保護費を支弁した都道府県又は市町村の長が徴収することができる徴収金の納入に充てる旨を申し出たときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該被保護者に対する費用を支弁する。

3 前二項の規定により前条第一項の規定による徴収金が徴収されたときは、当該被保護者に對して当該保護金品(第一項の申出に係る部分に限る。)の交付又は当該就労自立給付金(前項の申出に係る部分に限る。)の支給があつたものとみなす。

第七十九条を第十一章とする。

第六十四条中「処分」の下に「並びに第五十五条の四第二項の規定により市町村長が就労自立給付金の支給に関する事務の全部又は一部をその管理に屬する行政庁に委任した場合における当該事務に關する処分」を加える。

第七十五条第一項を次のように改める。

国は、政令で定めるところにより、次に掲げる費用を負担しなければならない。

第六十五条第一項中「処分」の下に「又は就労自立給付金の支給に関する処分」を加える。

第六十六条第一項中「又は」を「若しくは」に改め、「裁決」の下に「又は市町村長がした就労自立給付金の支給に関する処分若しくは市町村長の管理に属する行政方が第五十五条の四第二項の規定による委任に基づいてした処分に係る審査請求についての都道府県知事の裁決」を加える。

第六十九条中「実施機関」の下に「又は支給機関」を加える。
第九章を第十章とする。

第五十九条中「被保護者は、保護」を「保護又は就労自立給付金の支給」に、「権利を」を「権利は、「に改め。

第六十条中「励み」の下に「自ら、健康の保持及び増進を適切に把握するとともに」を加え、「維持、向上」を「維持

第八章 就労自立給付金

(就労自立給付金の支給)

第五十五条の四 都道府県知事、市長及び福祉事務所を管理する町村長は、被保護者の自立の助長を図るため、その管理に属する福祉事務所の所管区域内に居住地を有する（居住地がないか、又は明らかでないときは、当該所管区域内にある）被保護者であつて、厚生労働省令で定める安定した職業に就いたことその他厚生労働省令で定める事由により保護を必要としなくなつたと認めたものに対して、厚生労働省令で定めるところにより、就労自立給付金を支給する。

2 前項の規定により就労自立給付金を支給する者（以下「支給機関」という。）は、就労自立給付金の支給に関する事務の全部又は一部を、その管理に属する行政庁に限り、委任することができる。
3 支給機関は、就労自立給付金の支給に関する事務の一部を、政令で定めるところにより、他の支給機関に委託して行うことを妨げない。

卷四

第五十五条の五 支給機関は、就労自立給付金の支給又は第七十八条第三項の規定の施行のために必要な事務を執行するに当り、被保護者若しくは被保護者であつた者又はこれらの者の雇主その他関係人に、報告を求めることができる。

所を設置し、第一項の十四条の四限候¹を、第一項の十四条の五限候²に含め、同表都道府県市及びむ相手事務所の規定を同表第一項の四限候¹において準用する場合³を含む。」を、「及び第一項（これら）の規定を同表第一項⁴において準用する場合⁵を含む。」並びに第二項「（前二項を除く）」を、「（前二項を除く）」及び第一項⁶を、「（前二項を除く）」と改めた。

「第一項」を「第二十八条第一項、第二項及び第五项」に、「第五十五条」を「第五十五条の二」に、「第六十一条」を「第五十五条の四、第五十五条の五、第六十一条」に改め、「第七十七条第一項」の下に

「第七十八条の二第一項及び第二項」を加え、同表都道府県の項中「及び第二項」の下に「二十九条第二項」を加え、「第五十五条において準用する場合を含む。」を「第四十九条の二第一項」

四項（第四十九条の三第四項及び第五十四条の二第四項において準用する場合を含む）及び第五十五条第二項において準用する第四十九条の二第一項、第四十九条の三第一項」に、「第五十一条第

一項並びに「を（及び第五十一条第一項（これらの規定を第五十四条の二第四項及び第五十五条第一項において準用する場合を含む。）に、「第五十四条の二第四項及び第五十五条においてこれらの

規定を」を「これらの規定を第五十四条の二第四項及び第五十五条の二において」に「第五十四条の二第四項において」を「第五十四条の二第四項及び第五十五条第二項において」に「第五十五条第二項において」

の二」を「第五十五条第一項、第五十五条の三」に改め、「第七十八条」の下に「第六十三条の二」を加え、同表市町村の項目中「第四十三条第一項」を「第二十九条第一項、第四十三条第二項」に改め、同表福祉事務所を設置しない町村の項目中「第二十四条第六項」を「第二十四条第十項」に改め、同表を別表第三とし、同表の前に次の二表を加える。

別表第一（第二十九条関係）

<p>二 厚生労働大臣</p> <p>府 総務大臣又は都道府県知事</p> <p>次に掲げる情報であつて厚生労働省令で定めるもの</p> <p>一 労働者災害補償保険法（昭和二十一年法律第五十号）による給付の支給に関する情報</p> <p>二 戰傷病者戦没者遺族等援護法（昭和二十七年法律第二百一十七号）による援護に関する情報</p> <p>三 未帰還者留守家族手当の支給に関する情報</p> <p>四 戰傷病者特別援護法（昭和三十八年法律第二百六十八号）による療養手当の支給に関する情報</p> <p>五 雇用保険法（昭和四十九年法律第二百十六号）による給付の支給に関する情報</p> <p>六 石綿による健康被害の救済に関する法律（平成十八年法律第四号）による特別追族給付金の支給に関する情報</p> <p>七 職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成二十三年法律第四十七号）による職業訓練受講給付金の支給に関する情報</p> <p>八 公共職業安定所が行う職業紹介又は職業指導に関する情報</p>	<p>次に掲げる情報であつて厚生労働省令で定めるもの</p> <p>一 予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）による障害児養育年金・障害年金又は遺族年金の支給に関する情報</p> <p>二 児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）による児童手当又是同法附則第二条第一項に規定する特例給付の支給に関する情報</p> <p>三 健康増進法（平成十四年法律第二百三号）による健康増進事業の実施に関する情報</p> <p>四 戸籍又は除かれた戸籍に記載した事項に関する情報</p>	<p>次に掲げる情報であつて厚生労働省令で定めるもの</p> <p>一 船員職業安定法（昭和二十三年法律第二百三十号）による地方運輸局長（運輸監理部長を含む。）が行う船員職業紹介、職業指導又は部員職業補導に関する情報</p> <p>二 道路運送車両法（昭和二十六年法律第二百八十五号）第四条に規定する自動車登録簿（イル）に登録を受けた自動車に関する情報</p> <p>三 漁業経営の改善及び再建築等に関する特別措置法（昭和五十年法律第四十三号）による職業転換給付金の支給に関する情報</p> <p>四 國際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法（昭和五十一年法律第九十四号）による給付金の支給に関する情報</p> <p>五 船員の雇用の促進に関する特別措置法（昭和五十二年法律第九十六号）による就職促進給付金の支給に関する情報</p> <p>六 本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等に関する特別措置法（昭和五十六年法律第七十二号）による給付金の支給に関する情報</p>
<p>四 國土交通大臣</p>	<p>三 市町村長</p>	<p>四 戸籍又は除かれた戸籍に記載した事項に関する情報</p>
<p>次に掲げる情報であつて厚生労働省令で定めるもの</p> <p>一 船員職業安定法（昭和二十三年法律第二百三十号）による地方運輸局長（運輸監理部長を含む。）が行う船員職業紹介、職業指導又は部員職業補導に関する情報</p> <p>二 道路運送車両法（昭和二十六年法律第二百八十五号）第四条に規定する自動車登録簿（イル）に登録を受けた自動車に関する情報</p> <p>三 漁業経営の改善及び再建築等に関する特別措置法（昭和五十年法律第四十三号）による職業転換給付金の支給に関する情報</p> <p>四 國際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法（昭和五十一年法律第九十四号）による給付金の支給に関する情報</p> <p>五 船員の雇用の促進に関する特別措置法（昭和五十二年法律第九十六号）による就職促進給付金の支給に関する情報</p> <p>六 本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等に関する特別措置法（昭和五十六年法律第七十二号）による給付金の支給に関する情報</p>	<p>次に掲げる情報であつて厚生労働省令で定めるもの</p> <p>一 予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）による障害児養育年金・障害年金又は遺族年金の支給に関する情報</p> <p>二 児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）による児童手当又是同法附則第二条第一項に規定する特例給付の支給に関する情報</p> <p>三 健康増進法（平成十四年法律第二百三号）による健康増進事業の実施に関する情報</p> <p>四 戸籍又は除かれた戸籍に記載した事項に関する情報</p>	<p>次に掲げる情報であつて厚生労働省令で定めるもの</p> <p>一 予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）による障害児養育年金・障害年金又は遺族年金の支給に関する情報</p> <p>二 児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）による児童手当又是同法附則第二条第一項に規定する特例給付の支給に関する情報</p> <p>三 健康増進法（平成十四年法律第二百三号）による健康増進事業の実施に関する情報</p> <p>四 戸籍又は除かれた戸籍に記載した事項に関する情報</p>
<p>次に掲げる情報であつて厚生労働省令で定めるもの</p> <p>一 船員職業安定法（昭和二十三年法律第二百三十号）による地方運輸局長（運輸監理部長を含む。）が行う船員職業紹介、職業指導又は部員職業補導に関する情報</p> <p>二 道路運送車両法（昭和二十六年法律第二百八十五号）第四条に規定する自動車登録簿（イル）に登録を受けた自動車に関する情報</p> <p>三 漁業経営の改善及び再建築等に関する特別措置法（昭和五十年法律第四十三号）による職業転換給付金の支給に関する情報</p> <p>四 國際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法（昭和五十一年法律第九十四号）による給付金の支給に関する情報</p> <p>五 船員の雇用の促進に関する特別措置法（昭和五十二年法律第九十六号）による就職促進給付金の支給に関する情報</p> <p>六 本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等に関する特別措置法（昭和五十六年法律第七十二号）による給付金の支給に関する情報</p>	<p>次に掲げる情報であつて厚生労働省令で定めるもの</p> <p>一 予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）による障害児養育年金・障害年金又は遺族年金の支給に関する情報</p> <p>二 児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）による児童手当又是同法附則第二条第一項に規定する特例給付の支給に関する情報</p> <p>三 健康増進法（平成十四年法律第二百三号）による健康増進事業の実施に関する情報</p> <p>四 戸籍又は除かれた戸籍に記載した事項に関する情報</p>	<p>次に掲げる情報であつて厚生労働省令で定めるもの</p> <p>一 予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）による障害児養育年金・障害年金又は遺族年金の支給に関する情報</p> <p>二 児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）による児童手当又是同法附則第二条第一項に規定する特例給付の支給に関する情報</p> <p>三 健康増進法（平成十四年法律第二百三号）による健康増進事業の実施に関する情報</p> <p>四 戸籍又は除かれた戸籍に記載した事項に関する情報</p>

別表第二（第五十四条の二関係）

その事業として介護する者 の支援計画を作成する者	介護老人保健施設			
	予防の事業として介護を行う者又は介護定員の事業者	販売事業者	予防の事業として介護を行う者又は介護定員の事業者	介護老人保健施設
介護保険法第五十一条の規定による許可	介護保険法第五十一条の規定による許可	介護保険法第五十一条の規定による許可	介護保険法第五十一条の規定による許可	介護保険法第五十一条の規定による許可
介護保険法第五十一条の規定による許可	介護保険法第五十一条の規定による許可	介護保険法第五十一条の規定による許可	介護保険法第五十一条の規定による許可	介護保険法第五十一条の規定による許可

第一条 生活保護法の一部を次のように改正する。
目次中「第八章 就労自立給付金（第五十五条の四・第五十五条の五）」を「第八章 労支給事業（第五十五条の四・第五十五条の五）」に、「第九章」を「第十章」に、「第十章」を「第十一章」に、「第十一章」を「第十二章」に、「第十二章」を「第十三章」に改める。
第二十七条の二中「実施機関は」の下に「第五十五条の六第一項に規定する被保護者就労支援事業を行なうほか」を加える。
第八十五条の次に次の二条を加える。
第八十五条の二 第五十五条の六第三項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。
第十二条を第十三章とする。
第七十条中第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号の次に次の二号を加える。
六 その長が第五十五条の六の規定により行う被保護者就労支援事業の実施に要する費用第七十一条中第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号の次に次の二号を加える。
六 その長が第五十五条の六の規定により行う被保護者就労支援事業の実施に要する費用第七十五条第一項に次の二号を加える。
三 市町村が支弁した被保護者就労支援事業に係る費用のうち、当該市町村における人口、被保護者の数その他の事情を勘案して政令で定めるところにより算定した額の四分の三
四 都道府県が支弁した被保護者就労支援事業に係る費用のうち、当該都道府県の設置する福利事務所の所管区域内の町村における人口、被保護者の数その他の事情を勘案して政令で定めるところにより算定した額の四分の三
第十一章を第十二章とし、第十二章を第十一章とし、第九章を第十章とし、第八章の次に第一章を加える。
第九章 被保護者就労支援事業
第五十五条の六 保護の実施機関は、被保護者就労支援事業の事務の全部又は一部を当該保護の実施機関以外の必要な情報の提供及び助言を行う事業（以下「被保護者就労支援事業」という。）を実施するものとする。
2 保護の実施機関は、被保護者就労支援事業の事務の全部又は一部を当該保護の実施機関以外の厚生労働省令で定める者に委託することができる。
3 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であつた者は、その委託を受けた事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
附 则
(施行期日)
第一条 この法律は、平成二十六年七月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 附則第八条 第十条、第十三条及び第十七条の規定 公布の日
二 第一条中生活保護法第三十四条の改正規定（同条第五項を同条第六項とし、同条第四項中「前二項」を「第二項及び前項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「前項」を「第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に一項を加える部分に限る。）及び同法第六十条の改正規定 平成二十六年一月一日
三 第二条の規定 平成二十七年四月一日 (検討)
第一条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、第一条及び第二条の規定による改正後の生活保護法の規定の施行の状況を勘査し、同法の規定に基づく規制の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(申請による保護の開始及び変更に関する経過措置)

第三条 この法律の施行の日(以下「施行日」という。)前にされた保護の開始又は変更の申請であつて、この法律の施行の際、保護の開始又は変更の決定がされていないものについてのこれらの処分については、なお従前の例による。

第二条 第一条の規定による改正後の生活保護法(以下「平成二十六年改正後生活保護法」という。)第十四条第八項の規定は、施行日以後にされた保護の開始の申請について適用する。

(調査の嘱託に関する経過措置)

第四条 施行日前にされた第一条の規定による改正前の生活保護法(以下「旧法」という。)第二十九条の規定による調査の嘱託については、なお従前の例による。

(指定医療機関に関する経過措置)

第五条 この法律の施行の際現に旧法第四十九条(附則第十六条の規定による改正前の道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律(平成十八年法律第二百六十六号。)次条第一項において「旧道州制特区法」という。)第十二条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の指定を受けている病院若しくは診療所(旧法第四十九条の政令で定めるものを含む。)又は薬局は、施行日に、平成二十六年改正後生活保護法第四十九条(附則第十六条の規定による改正後の道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律(次条第一項において「新道州制特区法」という。)第十二条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)次項及び第三項において同じ。)の指定を受けたものとみなす。

第二条 前項の規定により平成二十六年改正後生活保護法第四十九条の指定を受けたものとみなされた病院若しくは診療所(同条の政令で定めるものを含む。以下この項及び次項において同じ。)又は薬局に係る当該指定は、当該病院若しくは診療所又は薬局が、施行日から一年以内であつて厚生労働省令で定める期間内に平成二十六年改正後生活保護法第四十九条の二第一項の申請を受けたものとみなされ、平成二十六年改正後生活保護法第四十九条の三第一項の規定にかかるらず、当該期間の経過によつて、その効力を失う。

第三条 第一項の規定により平成二十六年改正後生活保護法第四十九条の指定を受けたものとみなされた病院若しくは診療所又は薬局の当該指定に係る施行日後の最初の更新については、平成二十六年改正後生活保護法第四十九条の三第一項中「六年」とあるのは、「生活保護法の一部を改正する法律(平成二十五年法律第二百四号)」附則第五条第一項の規定により第四十九条の指定を受けたものとみなして、平成二十六年改正後生活保護法及び前二項の規定を適用する。

(指定介護機関に関する経過措置)

第六条 この法律の施行の際現に旧法第五十四条の二第一項(旧道州制特区法第十二条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の指定を受けている介護機関は、施行日に、平成二十六年改正後生活保護法第五十四条の二第一項(新道州制特区法第十二条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の指定を受けたものとみなす。

第二条 前項の規定により平成二十六年改正後生活保護法第五十四条の二第一項の指定を受けたものとみなされた平成二十六年改正後生活保護法別表第二の上欄に掲げる介護機関であつて、旧法第五十四条の二第二項の規定の適用を受けたものについては、平成二十六年改正後生活保護法第五十四条の二第二項の規定の適用を受けたものとみなして、同条第三項の規定を適用する。

(助産機関等に関する経過措置)

第七条 この法律の施行の際現に旧法第五十五条において準用する旧法第四十九条の指定を受けている助産師、あん摩マッサージ指圧師及び柔道整復師は、施行日に、平成二十六年改正後生活保護法第五十五条第一項の指定を受けたものとみなす。

(指定医療機関等の申請に関する経過措置)

第八条 平成二十六年改正後生活保護法第四十九条、第五十四条の二第一項又は第五十五条第一項の指定を受けよどとする者は、施行日前においても、平成二十六年改正後生活保護法第四十九条の二第一項(同条第四項(平成二十六年改正後生活保護法第五十四条の二第四項において準用する場合を含む。)並びに平成二十六年改正後生活保護法第五十五条の二第四項及び第五十五条第二項において準用する場合を含む。)の規定の例により、その申請をすることができる。

(指定又は指定の取消しの要件に関する経過措置)

第九条 平成二十六年改正後生活保護法第四十九条の一第一項各号若しくは第三項各号(これらの規定を同一の規定による改正後生活保護法第五十四条の二第四項及び第五十五条第二項において準用する場合を含む。)並びに平成二十六年改正後生活保護法第五十四条の二第四項及び第五十五条第二項において準用する場合を含む。)又は第五十一条第二項各号(平成二十六年改正後生活保護法第五十四条の二第二項及び第五十五条第二項において準用する場合を含む。)の規定は、施行日以後にした行為によりこれららの規定に規定する刑に処せられた者若しくは処分を受けた者又は施行日以後にこれらの規定に規定する行為を行つた者について適用する。

(就労自立給付金に係る施行前の準備)

第十条 都道府県知事、市長及び福祉事務所を管理する町村長は、施行日前においても、平成二十六年改正後生活保護法第五十五条の四の規定による就労自立給付金の支給に必要な準備行為をすることができる。

(費用等の徴収に関する経過措置)

第十二条 平成二十六年改正後生活保護法第七十八条第一項及び第四項(同条第一項に係る部分に限る。)の規定は、施行日以後に都道府県又は市町村の長が支弁した保護費の費用に係る徴収金の徴収について適用し、施行日前に都道府県又は市町村の長が支弁した保護費の費用の徴収については、なお従前の例による。

第十三条 平成二十六年改正後生活保護法第七十八条第一項及び第四項並びに前項の規定は、健康保険法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第二百三十三号)附則第二百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有することとされる同法附則第九十一条の規定による改正前の生活保護法第五十四条の二第一項の指定を受けた介護療養型医療施設について準用する。

(罰則に関する経過措置)

第十四条 平成二十六年改正後生活保護法第七十八条第一項及び第四項並びに前項の規定は、この法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第十五条 第十二条の附則第三条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(地方自治法の一部改正)

第十六条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

別表第一生活保護法(昭和二十二年法律第六十四号)の項第一号中「同条第五項において準用する場合を含む。」を「及び第三項(これらの規定を同条第九項において準用する場合を含む。)並びに第八項」に、「第十八条第一項及び第四項」を「第二十九条第一項、第二項及び第五項」に、「第五十五条」を「第五十五条の二」に、「第六十一条」を「第五十五条の四、第五十五条の五、第六十一条」に改め、「第七十七条第二項」の下に「第七十八条第一項及び第二項」を加え、同項第二号中「及び第二項」の下に「第二十九条第二項」を加え、「第五十五条において準用する場合を含む。」を「第四十九条の二第四項(第四十九条の三第四項及び第五十四条の二第四項において準用する場合を含む。)及び第五十五条第二項において準用する第四十九条の二第一項、第四十九条の三第一項」に「第五十二条第一項並びに」を「及び第五十二条第一項(これらの規定を第五十四条の二第四項及び第五十五条第二項において準用する場合を含む。)」に「第五十四条の二第二項及び第五十五条においてこれらの規定を」を「これらの規定を第五十四条の二第一項、第四十九条の二第四項及び第五十四条の二第二項」において準用する場合を含む。)」に改め、「第五十五条の二において」に「第五十五条第二項」を「第五十五条第一項、第五十五条の三」に改め、「第五十四条の二第二項」に「第五十五条第二項」を「第五十五条第一項、第五十五条の二」を加え、同項第三号中「市町村が」の下に「第二十九条第二項」を加え、同項第四号中「第二十四条第六項」を「第二十四条第十項」に改める。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一時改正

第十九条のうち、住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）別表第一の五の項の次に次のようにより加える改正規定（同表の五の十一の項に係る部分に限る。）中「実施」の下に「同法第五十五条の第四第一項の就労自立給付金の支給」を加え、「若しくは第七十八条の費用」を「第七十八条第一項から第三項まで若しくは第七十八条の二第一項若しくは第二項の徴収金」に改め、同改正規定（同表の五の十一の項及び五の二十八の項に係る部分に限る。）中「第十四条第六項」を「第十四条第十項」に改める。

第十九条のうち住民基本台帳法別表第三の七の項の次に次のようにより加える改正規定（同表の七の七の項に係る部分に限る。）中「実施」の下に「同法第五十五条の第四第一項の就労自立給付金の支給」を加え、「若しくは第七十八条の費用」を「第七十八条第一項から第三項まで若しくは第七十八条の二第二項若しくは第二項の徴収金」に改める。

第十九条のうち、住民基本台帳法別表第四の四の項の次に次のようにより加える改正規定（同表の四の十一の項に係る部分に限る。）中「実施」の下に「同法第五十五条の第四第一項の就労自立給付金の支給」を加え、「若しくは第七十八条の費用」を「第七十八条第一項から第三項まで若しくは第七十八条の二第二項若しくは第二項の徴収金」に改め、同改正規定（同表の四の十一の項及び四の二十八の項に係る部分に限る。）中「第二十四条第六項」を「第二十四条第十項」に改める。

第十九条のうち住民基本台帳法別表第五第九号の次に六号を加える改正規定（同表第九号の四に係る部分に限る。）中「実施」の下に「同法第五十五条の第四第一項の就労自立給付金の支給」を加え、「若しくは第七十八条の費用」を「第七十八条第一項から第三項まで若しくは第七十八条の二第一項若しくは第二項の徴収金」に改める。

内閣總理大臣
総務大臣
法務大臣
新藤義孝
安倍晋三
谷垣禎二
下村博文
麻生太郎
石田村久
石原憲久
仲畠宣人